

第1回 今後の看護教員のあり方に関する検討会

議事次第

平成21年5月14日（木）

18:00～20:00

厚生労働省共用第8会議室

1. 開会

2. 議事

1) 看護教員の現状と課題について

2) その他

3. 閉会

【資料】

- 資料1 「今後の看護教員のあり方に関する検討会」開催要綱
- 資料2 看護教育の概要
- 資料3 今後の検討会の進め方（案）
- 参考資料1 看護基礎教育のあり方に関する懇談会論点整理
- 参考資料2 看護の質の向上と確保に関する検討会中間とりまとめ
- 参考資料3 看護師学校養成所における看護教員に関する規定
- 参考資料4 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（抜粋）
- 参考資料5 看護教員養成講習会実施要領について（抜粋）
- 参考資料6 看護基礎教育に関する大学に係る規定

今後の看護教員のあり方に関する検討会 開催要綱

1. 趣旨

「看護の質の向上と確保に関する検討会」において、看護教員の質の向上と確保が重要であり、看護教員の専門性を高めるための教員の継続教育や、看護教員が臨床現場で実践能力を保持・向上するための機会の確保、高度実践能力を持つ看護職員の活用など、養成機関の創意工夫が重要であることが示された。

そこで本検討会においては、看護教員の資質の維持・向上に向けた現状と課題を把握し、教員の継続教育の促進や看護実践能力の保持・向上に関する方策について検討する。

2. 検討課題

- 1) 看護教員の養成のあり方について
- 2) 看護教員の継続教育について

3. メンバー

別紙

4. 運営

厚生労働省医政局長の検討会とする。

本会議の庶務は、厚生労働省医政局看護課で行う。

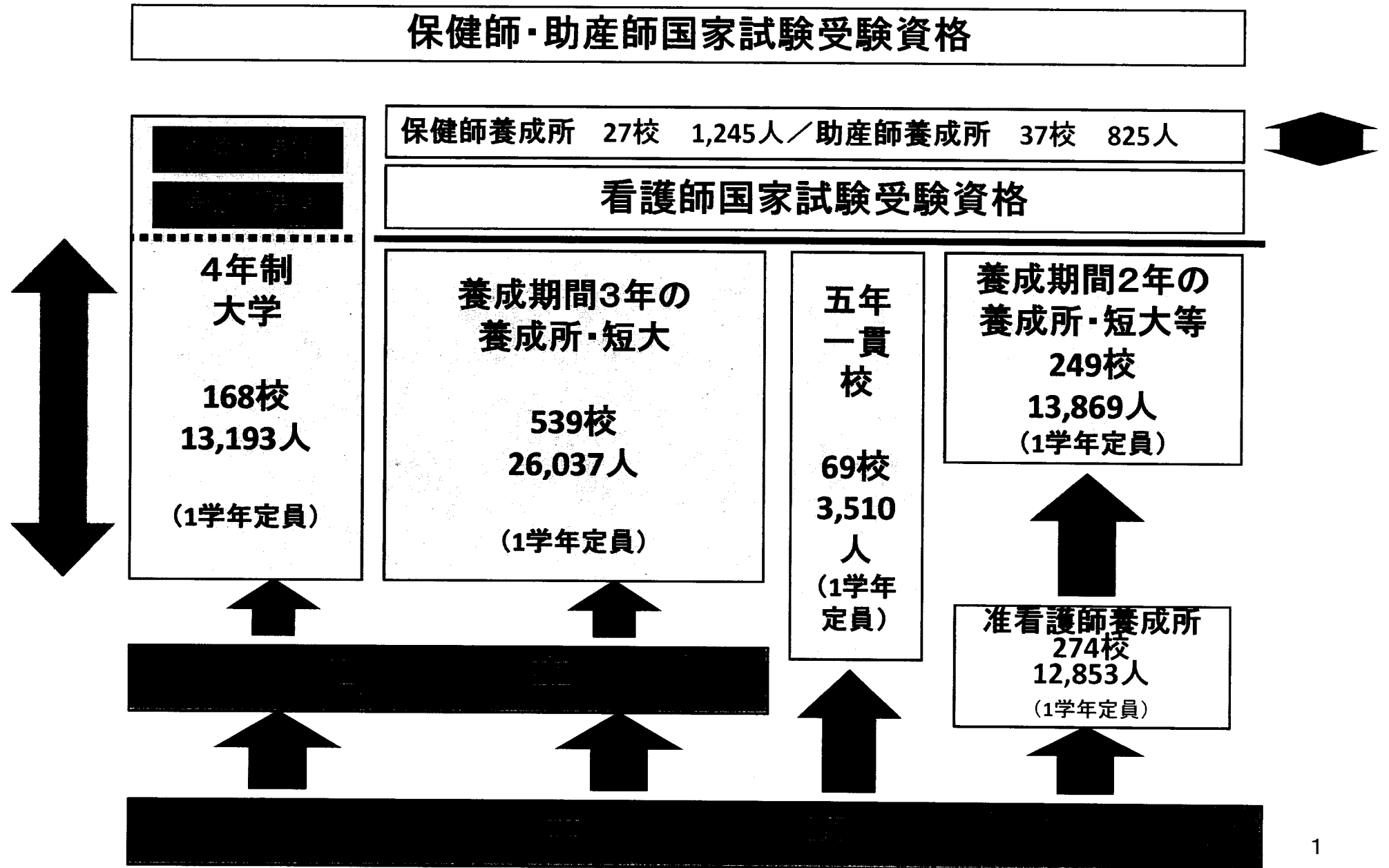
議事は公開とする。

「今後の看護教員のあり方に関する検討会」 メンバー

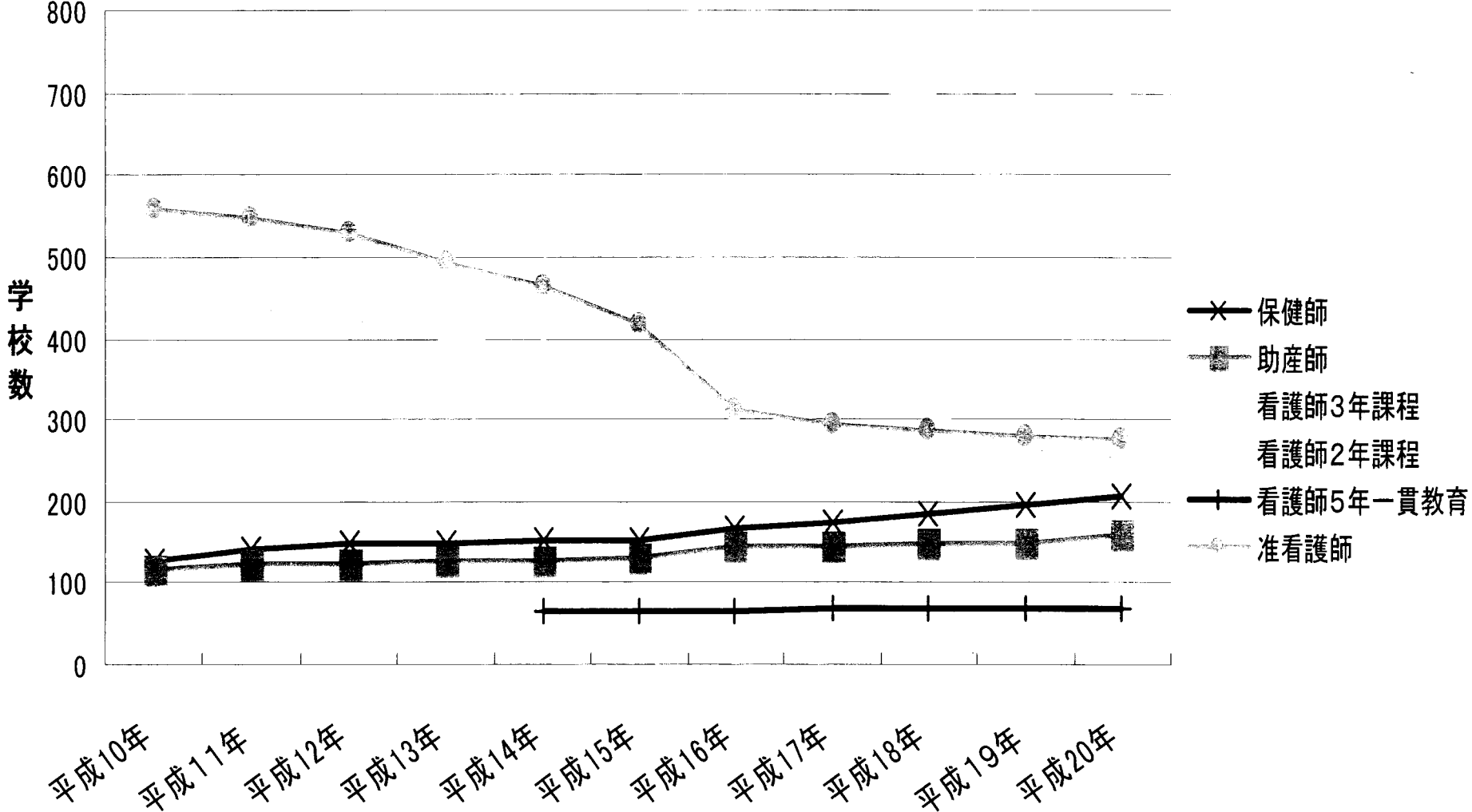
石渡 祥子	成田赤十字病院看護部長
井部 俊子	聖路加看護大学学長
岩本 郁子	東京医療センター附属東が丘看護助産学校副学校長
後藤 修司	学校法人後藤学園理事長
齊藤 茂子	東京都立荏原看護専門学校校長
佐藤 仁作	全国看護高等学校長協会理事長
澤本 和子	日本女子大学人間社会学部教育学科教授
永山 くに子	富山大学大学院医学薬学研究部看護学科学科長
野本 百合子	愛媛県立医療技術大学保健科学部教授
羽生田 俊	日本医師会常任理事
安酸 史子	福岡県立大学看護学部教授
林正 健二	山梨県立大学看護学部教授

看護教育の概要

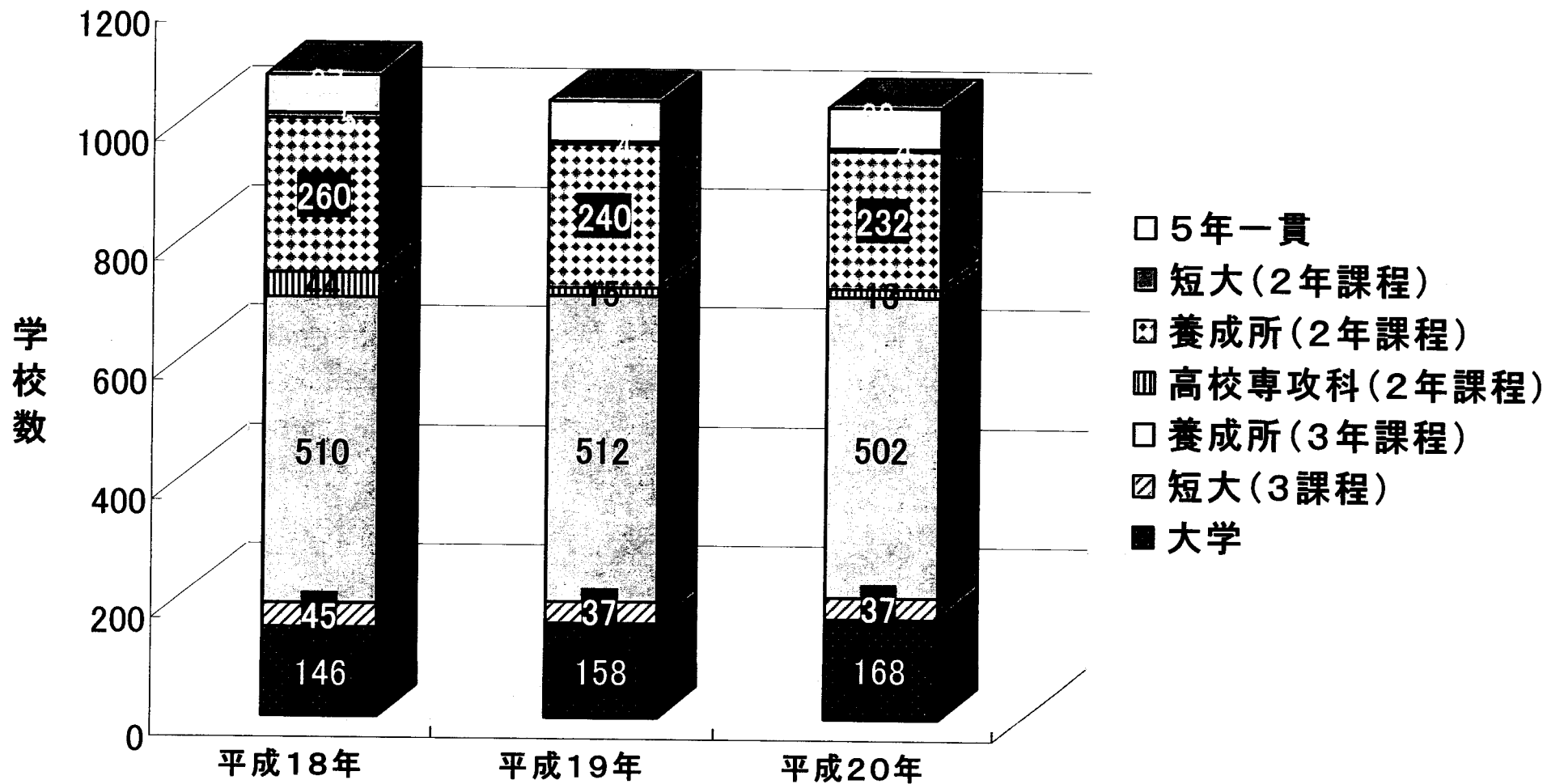
看護教育制度図（概念図）



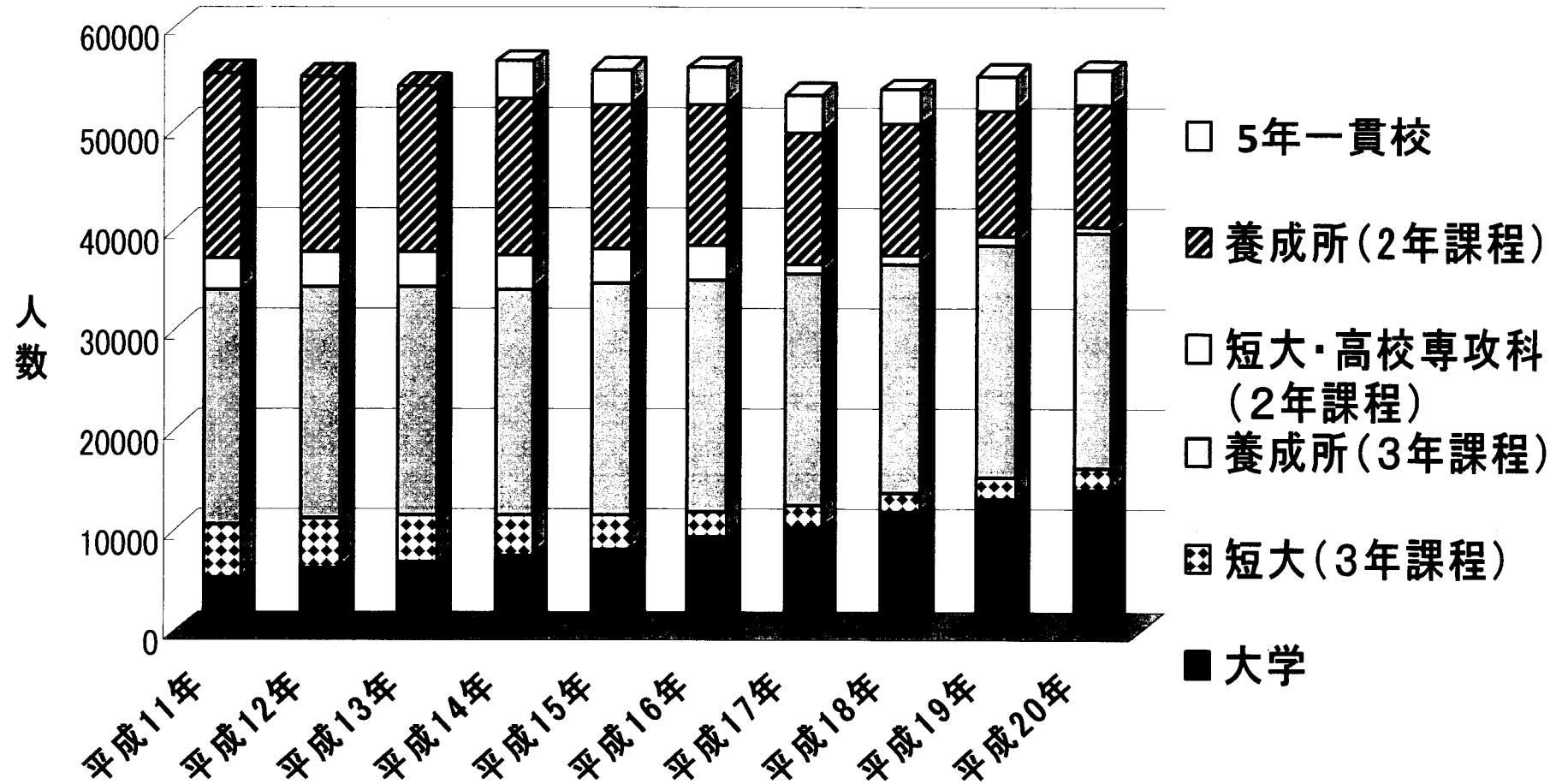
看護師等学校養成所施設数の推移



学校養成所数内訳(看護師)



看護師課程入学者数の推移



看護基礎教育における課程別 学校数・専任教員数・1学年定員数

(平成19年4月現在)

		学校数	専任教員数	1学年定員数
厚生労働大臣指定	看護師養成所 (3年課程)	497	4,909	22,447
	看護師養成所 (2年課程)	240	1,863	12,724
	保健師養成所	25	209	1,020
	(再掲) 保健師看護師統合 カリキュラム	12	156	600
	助産師養成所	33	119	750

厚生労働省医政局看護課調べ
* 学校数には募集中止校を含む

(平成20年5月現在)

		学校数	専任教員数	1学年定員数
文部科学大臣指定	大学	167	5,043	13,108
	短期大学	27	457	2,200
	専門学校	12	185	1,030
	5年一貫校 ※	69	736	3,510

文部科学省高等教育局医学教育課調べ

※文部科学省初等中等教育局参事官調べ

- * 募集停止中の大学、短大および、専攻科、別科、通信教育課程のデータは含まない
- * 専任教員数は大学設置基準に基づく専任教員であり、常勤の助手はデータに含まれない
- * 専任教員数は、学部全体の専任教員数を提出している大学もあり、看護師養成に関わらない教員数が含まれている場合がある

養成所数・看護教員養成講習会開催及び受講者数(都道府県別)

都道府県別看護師等養成所及び教員数			看護教員養成講習会受講者数 注1					過去10年間の 合計定員数
都道府県	養成所数(校) H19	教員数(人) H19	H17	H18	H19	(定員) H20	(定員) H21	
北海道	45	454	36	39	37	50	50	500
青森	7	52						
岩手	10	68						
宮城	10	81			33			90
秋田	11	71						
山形	14	54						
福島	14	140					40	120
茨城	12	125		35				35
栃木	10	107						
群馬	13	103			30	30		120
埼玉	33	394						245
千葉	25	295	32				30	135
東京	44	530	28	39	26	45	45	535
神奈川	27	343			40	40	40	520
新潟	13	127						
富山	9	88						
石川	7	76						
福井	7	61						
山梨	4	57						
長野	13	108				30		30
岐阜	12	111	35		33			120
静岡	17	178	44		30		35	185
愛知	34	453	34	36	36	35	35	365
三重	13	103			24			45
滋賀	9	106	45					60
京都	15	175			35			90
大阪	47	513	56	64	67	80	89	715
兵庫	25	253		35		40		270
奈良	10	97						
和歌山	7	82						40
鳥取	3	35						
島根	4	29						
岡山	14	154						30
広島	13	145		34		35	30	220
山口	12	126		29		30		110
徳島	4	45						
香川	5	57						30
愛媛	9	95						
高知	7	64						
福岡	24	247	45	45	44	45	45	450
佐賀	8	85						
長崎	7	70					30	60
熊本	10	92						
大分	6	56			34	34		94
宮崎	8	68						
鹿児島	17	165						
沖縄	4	61					40	80
合計	672	6,999	355	356	469	494	509	
看護研修研究センター(受講者数)			114	115	115	104	104	552
日本赤十字社(S53~H14)								159
全国社会保険協会連合会(H11~H15)								165
過去10年間の合計養成数								6,170

注1)H20及びH21は定員数である。

看護基礎教育環境に関する規定

大学/養成所

大学

養成所

12人以上
(収容定員が200~400人の場合)

教員数

8人以上
(1学年当たり学生40人以下の場合)

4年間
(含. 保健師課程・助産師課程)

教育年限

3年間
(看護師課程のみ)

教授、准教授、専任講師、
助教、助手

教員の職位

教務主任、専任教員

教授・博士の学位
准教授・修士の学位
研究業績 等

教員の資格要件

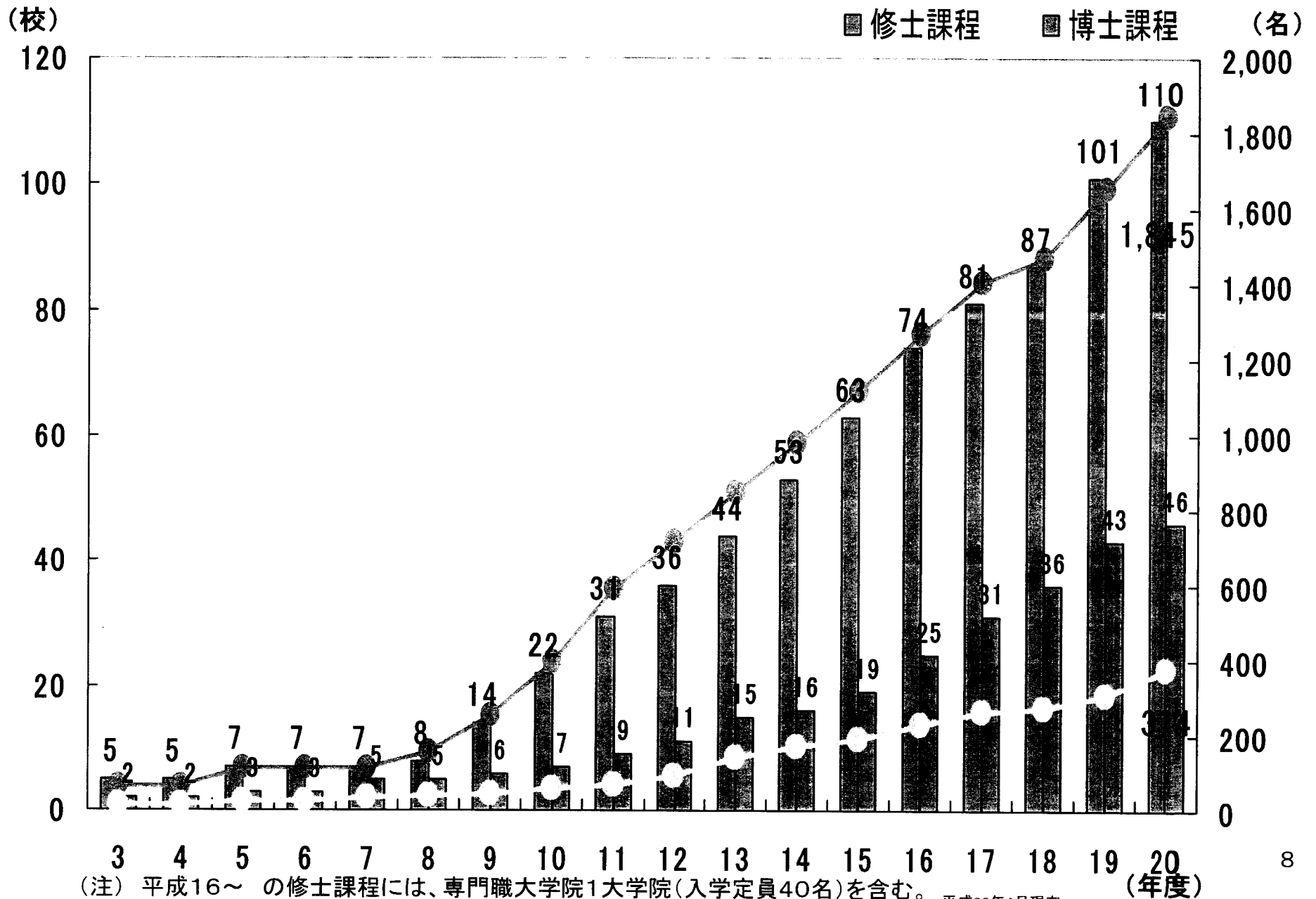
5年以上業務に従事し、専任教員として必要な研修を修了
3年以上業務に従事し、大学で教育に関する科目を履修して卒業

教室・実習室・図書館・
体育館・運動場・研究室 等

施設

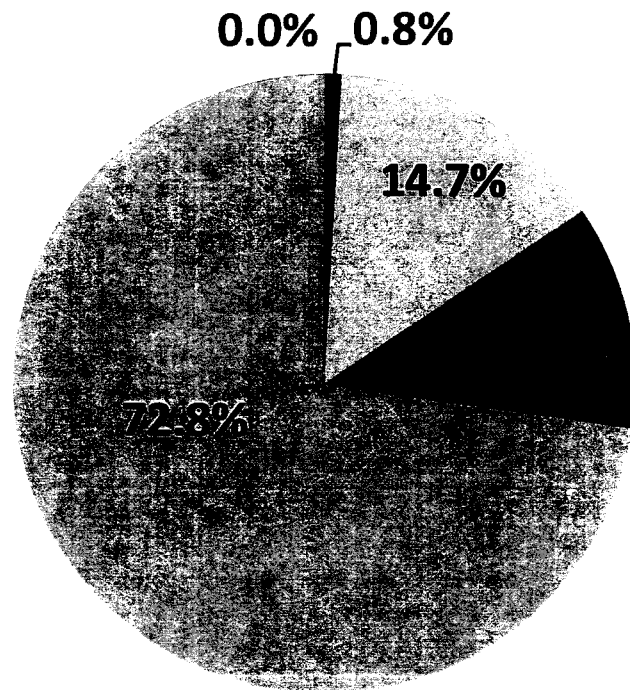
教室・実習室・図書室 等

看護系大学院数及び入学定員の推移



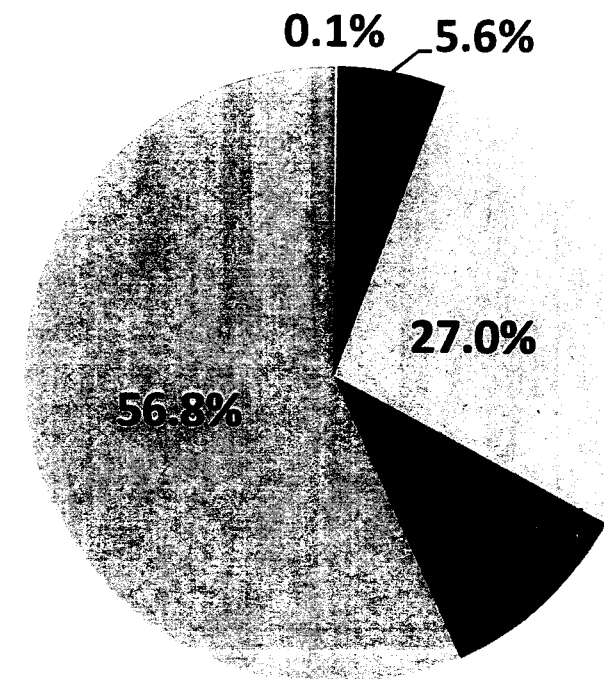
3年課程看護師養成所 専任教員の最終学歴

2000年



教員総数 3,829人

2008年

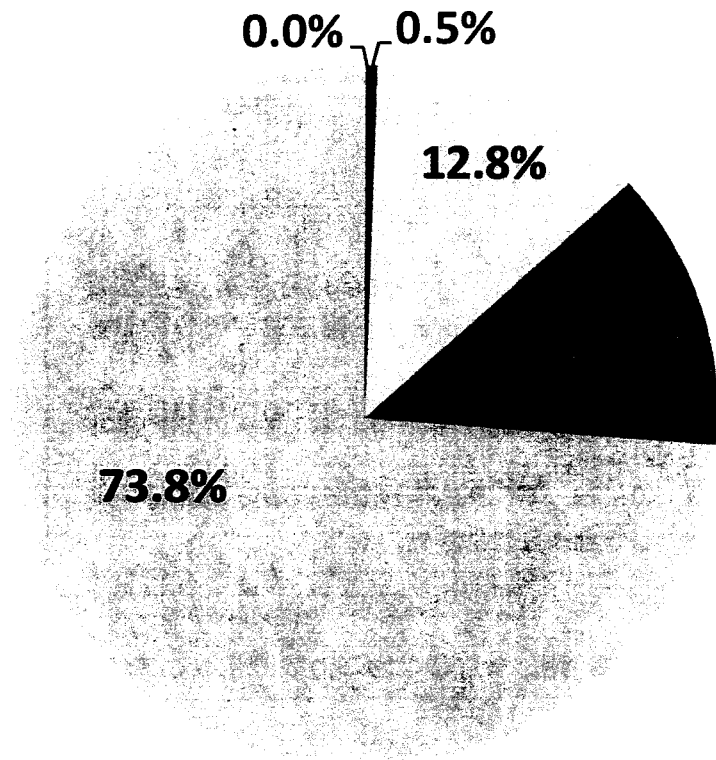


教員総数 4,252人

- 大学院（博士）
- 大学院（修士）
- 大学
- 短期大学
- 専修学校・各種学校

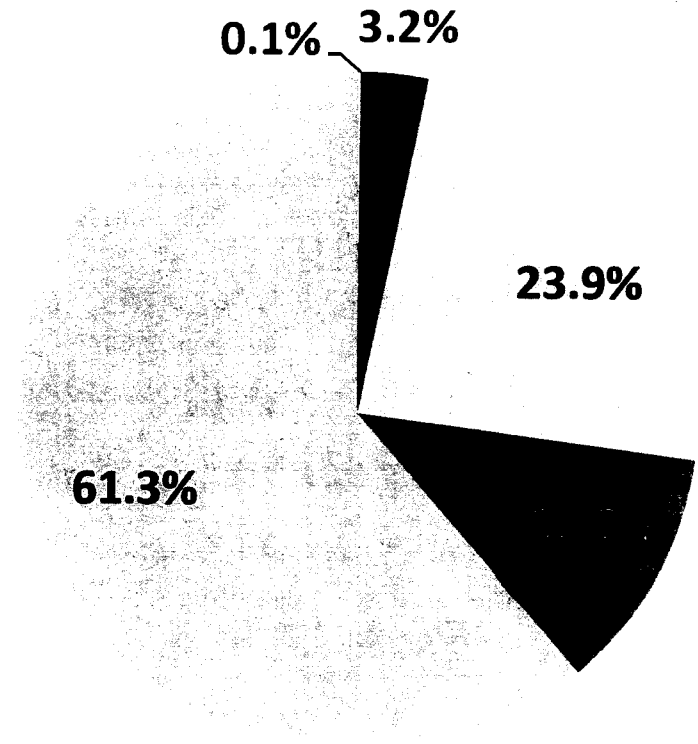
2年課程看護師養成所 専任教員の最終学歴

2000年



教員総数 2039人

2008年



教員総数 1,383人

看護教員に関わる近年の検討経緯

検討会

平成19年

○看護基礎教育の充実に関する検討会 報告書(平成19年4月16日)

◇学生の看護実践能力向上のため、指定規則等の改正にあわせて専任教員の資質向上について検討し、以下を実施する◇

* 専任教員について

- ・専任教員の要件:保健師・助産師養成所についても専任教員の要件を「保健師(助産師)として3年以上業務に従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの」を追加
- ・看護師学校養成所の専任教員の人数:現行の「当分の間」、3年課程の専任教員数8人を6人に、2年課程の専任教員数7人を5人とする経過措置については、2年間をもって「当分の間」を削除
- ・学生定員数に合わせた専任教員の増員:保健師・助産師養成所については「保健師(助産師)養成所にあつては、学生定員が40人を超える場合には、学生が20人を増すごとに1人増員する」を追加
- ・専任教員の自己研鑽:「専任教員は専門領域における教授方法の研修や、看護実践現場での研修を受け、自己研鑽に努めること」を追加
- ・養成所の「実習指導教員」の配置:「実習施設で学生の指導に当たる教員(実習指導教員)を配置することが望ましいこと。」「特に実習施設が多数に及ぶ場合は確保することが望ましいこと。」を追加



平成20年

○看護基礎教育のあり方に関する懇談会 論点整理 (平成20年7月31日)

◇看護基礎教育の充実を図るためには教員の資質向上をはじめ、そうした教育を提供するのに相応しい体制や環境を整備していく必要性と以下の課題が指摘◇

* 教員の資質の向上、教員数の確保について

- ・生徒及び学生への十分な技術指導を行うための教員数の確保(適正な教員配置、教員養成課程のあり方の検討を含む)
- ・教員の実践指導力の維持・向上(最新の知識・技術の獲得等の教員の継続的な能力開発の機会の確保等)
- ・教員の教育力の高度化のため大学院等を含めた教員養成システムの整備・開発
- ・さらなる技術発展・学問的発展のための環境整備



平成21年

○看護の質の向上と確保に関する検討会 中間とりまとめ(平成21年3月17日)

* 看護教員の専門性を高め、かつ実践能力を保持・向上させていくために、教員の継続教育や高度実践能力を持つ看護職員の教員としての活用などが必要

今後の検討会の進め方（案）

第2回

第3回

第4回

第1回の議論を踏まえて
整理した論点に基づいて、
ヒアリングや議論などを行う。

第5回

第1～4回の議論を踏まえたとりまとめ案の議論を行う。

第6回

中間とりまとめ（案）

看護基礎教育のあり方に関する懇談会 論点整理(H20.7.31)

参考資料1

I. 医療・看護を取り巻く状況の変化

●少子高齢化等の環境の変化

- ・高齢化に伴う医療の進展
- ・医療提供の場の多様化、在宅医療の推進
- ・少子化等による看護学生の量と質の確保が困難

●医療・看護における変化

- ・医療の高度化、国民の医療への意識の高まり
- ・看護職員の役割、価値の増大
- ・チーム医療、役割分担の推進

II. 看護職員に求められる資質・能力

●看護の特徴

- ・経験知として培われた技術を基に、臨機応変に対応すること
- ・患者と並座して医療を提供

●一般的・普遍的な資質・能力(知的・倫理的側面)

- ・豊かな人間性や包容力、人としての成熟
- ・倫理観、涵養された生命観、継続的な自己研鑽への意欲

●専門職としての資質・能力(技術的側面)

○基本となる資質・能力

- ・根拠に基づき判断し臨機応変に看護を提供できる能力
- ・予防的な視点と全人的ケアの視点、経営管理能力 等

○急性期医療等を担うために必要な資質・能力

- ・最新の医療技術・手技を習得する姿勢・能力
- ・高度なフィジカルアセスメント能力、緊急時の対処能力 等

○生活を重視した看護提供に必要な資質・能力

- ・在宅医療を受ける人に対する的確に対応する能力
- ・他職種との連携、協働、家族調整力等

○看護の発展に必要な資質・能力

- ・実践知と理論知を結びつけ活用、普及していく能力 等

III. 看護基礎教育の充実の方向性

●目指すべき教育(今後の方向性)

「いかなる状況に対しても、知識、思考、行動というステップを踏み最善な看護を提供できる人材として成長していく基盤となるような教育」を提供していくことが必要不可欠。

●具体的な方策等

- イ. 将来的には、看護基礎教育の期間の延長を図り、大学での基礎教育に移行する必要。
- ロ. 将来的には、大学教育を主体とした方向で看護基礎教育の充実を図る必要。その際には、養成数、看護職員確保への影響、養成所運営側の観点も踏まえた対応とすべき。また、カリキュラムを精査し、状況変化に対応できる能力を身につける教育への転換が相応しい。
- ハ. 大学教育における養成の必要性は認識しつつ、現行の多様な養成課程を評価し、教育の充実に向けて必要な改善を図る必要。

●改善に関する共通した課題

- ・教員の資質と数の確保
- ・教育環境の整備
- ・教育方法の整備
- ・卒後の新人看護職員研修の必要性

IV. 留意事項

●今後の看護基礎教育の充実を進めていく上での留意事項

- ・看護職員需給への影響
- ・養成に関わる費用
- ・准看護師について
- ・保健師、助産師教育について
- ・継続的な学習を可能とする環境の整備について

看護教育のあり方

保健師・助産師教育のあり方については、文部科学省と厚生労働省は協力して結論を出すべき

現在の教育年限を必ずしも前提とせず、さらなるカリキュラム改定に向けた教育内容等の検討に早急に着手し、実施すべき

新人看護職員 の質の向上

新人看護職員研修の実施方法や普及方策について早急に検討し、実施に移すべき

具体化

具体化

具体化

厚生労働省

看護教育の内容と方法に関する検討

- ・ 免許取得前に学ぶべき事項の整理と具体的な教育内容の見直し
- ・ 看護師養成機関内における教育方法の開発と活用
- ・ 効果的な臨地実習のあり方
- ・ 保健師・助産師教育のあり方

今後の看護教員のあり方に関する検討

検討会における検討事項

- ・ 看護教員の養成のあり方について
- ・ 看護教員の継続教育について

新人看護職員研修に関する検討

- ・ 新人看護職員研修の内容
- ・ ガイドラインの策定と活用方法
- ・ 新人看護職員研修の普及方策について

看護師学校養成所における看護教員に関する規定

保健師助産師看護師学校養成所指定規則	看護師等養成所の運営に関する指導要領について	看護師等養成所の運営に関する手引きについて
<p>第四条 四 別表三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち八人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。</p>	<p>第四 教員に関する事項 1 専任教員及び教務主任 (3) 看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表三の専門分野の教育内容(以下「専門領域」という。)のうちの一つの業務に三年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。 ア 保健師、助産師又は看護師として五年以上業務に従事した者 イ 専任教員として必要な研修[*]を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者 [*]1とは、(ア)から(ウ)までのいずれかの研修のことをさす (ア)厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程 (イ)厚生労働省が認定した看護教員養成講習会(旧厚生省が委託実施したものを含む。) (ウ)国立保健医療科学院の専攻課程(平成一四年度及び平成一五年度 旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。)及び専門課程地域保健福祉分野(平成一六年度) (5) 教員は、一の養成所の一の課程に限り専任教員となることができること。 (6) 専任教員は、看護師養成所にあつては専門領域ごとに、准看護師養成所にあつては専門科目ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにすること。 (7) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では三人以上、看護師養成所では、三年課程(定時制を含む)にあつては八人以上、二年課程(定時制及び通信制を含む)にあつては七人以上、准看護師養成所にあつては五人以上(当分の間、三人以上)確保すること。ただし、平成二三年三月三十一日までの間は、三年課程(定時制を含む)にあつては六人以上、二年課程(定時制及び通信制を含む)にあつては五人以上とすることができる。 (8) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所にあつては、学生定員が二〇人を超える場合には、学生が二〇人を増すごとに一人増員することが望ましいこと。看護師養成所三年課程(定時制を含む)及び二年課程(定時制)にあつては、学生総定員が一二〇人を超える場合には、学生が三〇人を増すごとに一人増員すること。また、看護師養成所二年課程及び准看護師養成所にあつては、学生総定員が八〇人を超える場合には、学生が三〇人を増すごとに一人、看</p>	<p>第四 教員に関する事項 1 専任教員及び教務主任 (1) 指導要領第四一―(1)、(2)、(3)及び(4)の教育に関する科目とは、教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計四単位以上をいうこと。 (2) 専任教員の採用に当たっては、保健師、助産師又は看護師の業務から五年以上離れている者は好ましくないこと。 (3) 指導要領第四一―(9)前段の趣旨は、講義(二年課程(通信制)において行う印刷教材を送付又は指定し、主としてこれにより学修させる授業及び主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業を除く。以下同じ。)一時間を担当するには準備等に二時間程度を要することから、一人の専任教員が担当できる一週間当たりの講義時間数の標準を一五時間としたものであること。また、実習を担当する場合にあつては、実習三時間に対し一時間程度の準備等を要すると考えられるので、講義及び実習の担当時間を計画する際の目安とされたいこと。 (4) 学生の生活相談、カウンセリング等を行う者が定められていることが望ましいこと。 2 実習指導教員 (1) 実習指導教員は、保健師養成所にあつては保健師、助産師養成所にあつては助産師、看護師養成所にあつては保健師、助産師または看護師、准看護師養成所にあつては保健師、助産師、看護師または准看護師とすること。</p>

	<p>護師養成所二年課程(通信制)にあつては学生総定員が五〇〇人を超える場合には、学生が一〇〇人を増すごとに一人増員することが望ましいこと。</p> <p>(9)専任教員の担当する授業時間数は、過重にならないよう一人一週間当たり一五時間を標準とすること。(二年課程(通信制)を除く。)</p> <p>また、二年課程(通信制)の専任教員についても、その業務が過重にならないよう十分配慮すること。</p> <p>(10)教務主任となることのできる者は、(1)から(4)までのいずれかに該当する者であつて、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 専任教員の経験を三年以上有する者</p> <p>イ 厚生労働省看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者</p> <p>ウ ア又はイと同等以上の学識経験を有すると認められる者</p> <p>(11)専任教員は、一の養成所の一の課程に限り教務主任となることのできる者。</p> <p>(12)専任教員は、専門領域における教授方法の研修や、看護実践現場での研修を受けるなどにより、自己研鑽に努めること。</p> <p>2 養成所の長及びそれを補佐する者</p> <p>(1)養成所の長が兼任である場合又は二以上の課程を併設する場合には、長を補佐する専任の職員を配置することが望ましいこと。</p> <p>(2)養成所の長を補佐する専任の職員を置く場合は、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは看護職員とすること。</p> <p>3 実習調整者</p> <p>(1)臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者(以下「実習調整者」という。)が定められていること。</p> <p>(2)実習調整者となることのできる者は、1—(1)から(4)までのいずれかに該当する者であること。</p> <p>4 実習指導教員</p> <p>実習施設で学生の指導に当たる看護職員を実習指導教員として確保することが望ましいこと。</p> <p>5 その他の教員</p> <p>(1)各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有する者であること。</p> <p>(2)二年課程(通信制)については、授業で課されるレポート等の添削指導を行う添削指導員を一〇人以上確保すること。この添削指導員は当該科目に関し相当の学識経験を有する者であること。また、添削指導員は常勤である必要はないものとする。なお、学生総定員が五〇〇名を超える場合には、学生一〇〇人を目的に添削指導員を二名増員することが望ましいこと。</p>	<p>(2)臨地実習において、同一期間で実習施設が多数に及ぶ場合は実習施設を踏まえ適当数確保することが望ましいこと。</p> <p>3 その他の教員</p> <p>(1)看護師養成所における基礎分野の授業は、大学において当該分野を担当している教員によって行われることが望ましいこと。</p> <p>(2)各科目を担当する教員は、経歴、専門分野等を十分に考慮して選任すること。</p>
--	---	--

保健師助産師看護師学校養成所指定規則(抜粋)

参考資料4

別表一 (保健師学校養成所)

教育内容	単位数	備考	
地域看護学	12(10)	学校保健・産業保健を含む。	
地域看護学概論	2		
個人・家族・集団の生活支援	} 10(8)		
地域看護活動展開論			
地域看護管理論			
疫学			2
保健統計学	2		
保健福祉行政論	3(2)		
臨地実習	4		
地域看護学実習	4		保健所・市町村での実習を含む。
個人・家族・集団の生活支援実習	2		継続した訪問指導を含む。
地域看護活動展開論実習	} 2		
地域看護管理論実習			
合計	23(20)		

※別表一の()は下記の備考二を参照

別表二 (助産師学校養成所)

教育内容	単位数	備考
基礎助産学	6(5)	実習中の分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせること。この場合において、原則として、取扱う分べんは、正期産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より二時間までとする。
助産診断・技術学	6	
地域母子保健	1	
助産管理	1	
臨地実習	9	
助産学実習	9	
合計	23(22)	

※別表二の()は下記の備考二を参照

看護教員養成講習会実施要領について（抜粋）

（平一〇・三・四 健政発二四一）

最終改正 平一一・三・二九 健政発三五七

厚生省健康政策局長から各都道府県知事宛

今般、「看護婦等養成所の運営に関する指導要領について」（平成八年八月二六日健政発第七三一号各都道府県知事あて本職通知）の別添「看護婦養成所の運営に関する指導要領」第四一―（一）―（イ）―（イ）に定める厚生省が認定する看護教員養成講習会の実施要領を別添のとおり定めたので、通知する。

なお、「看護教員養成講習会事業の実施について」（平成二年四月二四日健政発第二七四―一号各都道府県知事、社団法人日本看護協会会長宛本職通知）は、廃止する。

（別添）

看護教員養成講習会実施要領

1 目的

看護職員の養成に携わる者に対して必要な知識、技術を修得させ、もって看護教育の内容の充実向上を図ることを目的とする。

2 講習会の実施

講習会は、都道府県又はこれに準ずるものとして厚生省が認める者が実施するものとする。

ただし、都道府県が実施する場合において、事業の目的達成のために必要があるときは、業務の一部をその適当と認める者に委託することができる。

3 期間

原則として八か月（九〇〇時間）以上

4 受講対象者

保健婦、助産婦又は看護婦として五年以上業務に従事した者であつて本講習会修了後看護教育に従事する者とする。

5 受講者数

原則として一か所三〇人以上とする。

6 教育内容

別紙一の講習科目を標準とすること。

7 教室等

（1）講習期間中専用利用できる教室（八〇㎡以上）が確保できること。

（2）グループワークをするための部屋（演習室）が確保できることが望ましいこと。

（3）必要な図書を有する図書室を利用できること。

（4）教室等は採光、換気等が適当であり、学習環境にふさわしい考慮がなされていること。

8 講習会担当者

専任の教育担当者及び事務担当者を配置すること。なお、教育担当者は、原則として次のいずれかに該当する者であること。

（1）看護教員養成講習会等の修了者で専任教員の経験を有する者

（2）保健婦、助産婦又は看護婦として保健婦助産婦看

護婦学校養成所指定規則（昭和二六年文部省・厚生省令第一号）別表三の専門分野の教育内容のうちの一つの業務に三年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修したもの

9 講師

（1）講師は大学教授、助教授又はこれに準ずる者とすること。

ただし、これらの者とするのが困難な場合は、看護婦等養成所の教務主任等とすることができ。

（2）看護教育課程等のグループワークの指導者については、必要数を確保すること。

別紙1 看護教員養成講習会教育内容

区分	教育内容	授業内容	時間数	備考
基礎分野 (看護教員として必要な基礎知識を学ぶ。)	看護基礎教育の基盤	論理学 哲学 情報科学 等	計60	
教育分野 教育に関する分野 (教育の原理を系統的に学ぶ。)	教育の基盤	教育原理 教育方法 教育心理学 教育評価	計90	教育方法、教育評価は、看護に関する科目に含めることもできる。
専門分野 看護に関する分野 (看護学の教授、学習活動に関する理論を学ぶ。)	看護論	看護論 看護論演習	30 30	
	看護教育学	看護教育論 看護教育制度	15 15	看護教育史を含む。
	看護教育課程	看護教育課程 看護教育課程演習	60 45	
	看護教育方法	看護教育方法 看護教育方法演習 看護教育実習	90 90 90	授業案作成と模擬授業を含む。
	看護教育演習	在宅看護論演習 専門領域別演習	30 90	
	看護教育評価研究	看護教育評価	30	
	研究	研究方法	60	研究の基礎及び事例研究、調査方法を含む。
	看護学校経営	看護学校管理	15	
	小計		690	
その他			60	看護教員養成に必要なと思われる教育内容とする。
合計			900	

看護基礎教育に関する大学に係る規定

【大学】

○学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄)

第87条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

2 (略)

第92条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

2 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

4 副学長は、学長の職務を助ける。

5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

6 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

7 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

9 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

10 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

○大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)(抄)

(専任教員数)

第13条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授、准教授、講師又は助教の数と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授、准教授、講師又は助教の数を合計した数以上とする。

(教授の資格)

第14条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当

一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者

二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

三 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者

六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第15条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 前条各号のいずれかに該当する者

二 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者

三 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第16条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第14条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第16条の2 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 第14条各号又は第25条各号のいずれかに該当する者
- 二 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者
- 三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(校舎等施設)

第36条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。)
- 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室
- 2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。
- 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。
- 4 校舎には、第1項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。
- 5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。
- 6 夜間において授業を行う学部(以下「夜間学部」という。)を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数(第13条関係)(看護学関係部分)

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

学部の種類	一学科で組織する場合の専任教員数		二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数	
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
保健衛生学関係(看護学関係)	200—400	12	-	-

備考

- 一～十一(略)

別表第二 大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数(第13条関係)

大学全体の収容定員	400人	800人
専任教員数	7	12

備考

- 一～四(略)